

第12回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成28年12月26日(月) 午後 3時 00分 午後 4時 10分
2. 場 所	竹原市民館 3階 第5会議室
3. 出席委員	1 日下委員, 2 石本委員 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員 11 西野委員, 12 祐本委員
欠席委員	—
4. 説明員	桶本事務局長, 道面主任主事, 森永主事, 西原技師
5. 審議案件	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第40号 竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について 議案第41号 非農地証明について 報告第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

議 長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第12回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員はございません。農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を6番沖野委員と7番山本委員を指名致します。</p> <p>それでは日程3、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第38号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請、件数2は、譲渡人Cさん、譲受人Dさんからの申請で、権利関係につきましては、両件数とも所有権移転となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、2番石本委員からご報告をお願いします。</p>
2 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、吉名町の半田池より北へ約400mに位置し、現地確認時、農地として管理されておりました。</p> <p>件数2は、竹原市役所より西へ約260mに位置し、現地確認時、農地として管理されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p>

まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどうかについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間聞き取りにより、両件数とも譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準に適合しております。

次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時間聞き取りにより、両件数とも権利取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。

次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法3条における下限面積に達しているかどうかについてですが、両件数とも譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており、基準に適合します。

次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力についても、確保されていることを、両件数とも申請書、営農計画及び申請時間聞き取りにより確認しており、譲受人は農地を効率的に利用出来ると認められます。

最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

それでは日程4、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局長

それでは、議案第39号について説明致します。

本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。

件数1は、譲渡人Eさん、譲受人Fさんからの賃借権設定の申請で、事業計画は駐車場への一時転用となっております。

件数2は、譲渡人Gさん、譲受人Hさんからの所有権移転の申請で、事業計画は太陽光発電施設の設置となっております。

件数3は、譲渡人Iさん、譲受人Jさんからの使用貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設の設置となっております。

説明は以上です。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、2番石本委員からご報告をお願いします。
2 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、JR 呉線安芸長浜駅より東へ200m付近にあり、現地確認時、耕運され農地として管理されていました。</p> <p>件数2は、新庄町にある下新庄バス停より東へ300m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数3は、主要地方道三原竹原線と市道内浜小吹線の交差点より北に約500mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1は都市計画区域内の用途指定区域内であり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>件数2、件数3は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっております、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等が添付されています。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項の規定に基づき、件数2は認定がされ、件数3は申請中であります。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数とも申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、全件数とも被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

	<p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第40号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> <p>局長 それでは、議案第40号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外、及び農振農用地への編入に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、一般住宅建築のための1筆で、編入につきましては中山間地域等直接支払制度に取り組むための5筆となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、2番石本委員からご報告をお願いします。</p> <p>2番 それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>農振農用地からの除外の申請地は、吉名町の毛木バス停より北西に約200mに位置し、現地確認時農地として管理されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>議長 農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>局長 それでは、私から除外についての検討事項を説明致します。</p> <p>まず、農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、この度の事業計画については、申請人が仕事をしながら農業の手伝いを行うため、住宅を実家の隣地に建築するという目的で、農業後継の意味合いもあり、また、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できるかどうかについてですが、申請書に添付された申請者の土地所有状況と、事業計画からみて、他に代えることが出来ないことが認められ、除外はやむを得ないと判断いたします。</p> <p>次に、この変更により、周辺の農地の利用状況や、集団化を阻害しないかどうかについてですが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺</p>
--	--

	<p>の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障は無いものと認められます。</p> <p>次に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならなかについてですが、申請地については、利用権設定等もなく、また、周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>次に、当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがないかどうかについてですが、現地確認により、周辺に影響のある農業施設は無いことを確認しております。</p> <p>最後に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過しているかどうかについてですが、本件はこれに該当致しません。</p> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>
2 番	<p>編入地については、中山間地域等直接支払制度の補助金をもらっている農地か。</p>
事務局	<p>新たに中山間地域等直接支払制度に参加し、補助金対象には来年度からなります。</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第40号「竹原市農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」は、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号「竹原市農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。</p> <p>次に日程第6、議案第41号「非農地証明について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第40号について説明致します。</p> <p>本案件は非農地証明申請に関する案件です。</p> <p>件数1は、申請人Kさんで、申請事由につきましては、耕作していたが父伊藤省三が昭和55年に亡くなり、それ以降耕作しておらず、又、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数2は、申請人Lさんで、申請事由につきましては、平成2年頃より、耕作が不便なため耕作しなくなり、又、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数3は、申請人Mさんで、申請事由につきましては、耕作していた父親が亡く</p>

	<p>なり，昭和 60 年頃より鳥獣被害のため耕作しなくなり，又，今後においても農地として耕作の予定はなく，この度地目変更登記を行うため，本申請に及んだものです。</p> <p>件数 4 は，申請人 N さんで，申請事由につきましては，20 年以前より庭木などを植え管理しており，又，今後においても農地として耕作の予定はなく，この度地目変更登記を行うため，本申請に及んだものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので，これより現地調査を行った結果について 2 番石本委員からご報告をお願いします。</p>
2 番	<p>それでは，私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数 1 は，田万里町の田万里市バス停より南へ 1 0 0 m 付近にあり，現地確認時，耕作されていませんでした。</p> <p>件数 2 は，下野町の J R 呉線野々浦トンネルより西へ 3 0 0 m 付近にあり，道路幅が狭く当日現地確認が難しい場所ということで，西野委員及び事務局が事前に現地を調査されたものを，写真等で当日報告を受け耕作されていないこと確認しました。</p> <p>件数 3 は，東野町の東野公民館より南西に 2 3 0 m 付近にあり，現地確認時，耕作されていませんでした。</p> <p>件数 4 は，竹原市立竹原小学校より西へ 2 0 0 m 付近にあり，現地確認時，庭として管理されていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>非農地証明の審査事項について説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは，申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検討した結果をご報告いたします。</p> <p>全件数とも，現地確認及び申請時間取り等から，転用の事実から 2 0 年以上経過しているものと認められ，又，件数 2，件数 3 については耕作不適・耕作不便等で自然かい廃したもので，農地転用行政上も支障がないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第 4 1 号「非農地証明について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第7、報告第4号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、報告第4号について説明を致します。 農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得され、農業委員会に届け出のあった11月分の件数、筆数、面積等について報告いたします。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年申請書提出期日、現地調査日、定例総会の日程について ②平成28年度先進地視察について ③福田町における違反転用について ④農地の利用意向の調査について ⑤竹原市農業委員の募集要項について ⑥竹原市農地利用最適化推進委員の募集要項について
議 長	<p>以上をもちまして、第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 1月30 日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 沖野 武司

署名委員 山本 茂明